

外国為替及び外国貿易法の一部改正について

(参考1)

我が国の安全保障貿易管理を厳格に実施するべく、技術取引規制の見直し、罰則強化等の措置を講ずる。

背景

- 国際的な安全保障を巡る環境の変化
～北朝鮮によるミサイル発射・核実験、テロとの闘い
- 我が国の汎用品や汎用技術が軍事利用される懸念の増大
～民生技術の高度化、ハイレベルな我が国の技術水準

1. 技術取引規制の見直し

現行規制をめぐる環境変化

- 国際的な人の移動の活発化に伴い、「居住者」-「非居住者」間取引のみの規制に限界
- USBメモリの普及など、情報技術の発達により技術の国外持出しが容易化
⇒ 日本企業の外国人従業員や外国関係者などによる技術流出事案が発生

改正内容

- 安全保障上懸念ある技術の対外取引を全て許可対象に
- これを確実に実施するため、USBメモリ等の国境を越えた持出しについても許可対象に

～主要国でも、技術について、貨物と同様に、国外持出しを規制する体系を既に採用しており、制度の国際的な調和にも資するもの

2. 罰則強化等

最近の不正事案

- 我が国を代表する企業による不正輸出事案
- 輸出許可逃れのために、貨物の性能データを改ざんした事案

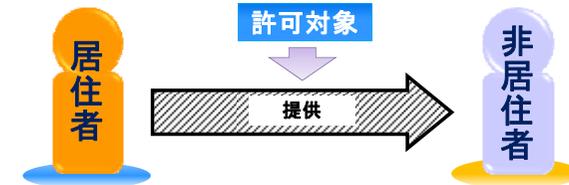
改正内容

- 無許可輸出等について罰則を強化
また、不正な手段による許可取得を罰する規定を導入
- 機微な貨物を輸出する者等に対して、輸出管理体制の整備を求める

その他

- 国連安保理決議を踏まえ、貨物の売買に基づく仲介貿易取引のみを対象とする規制を、貸借等に基づくものも対象とするよう見直す

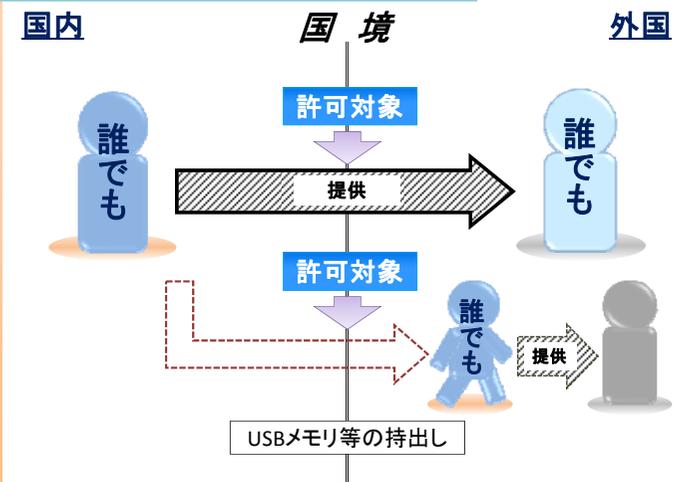
【現行規制のイメージ】



【現行規制が不十分なケース】

- 日本に短期滞在する者が、国内で取得した機微技術を国外に送付する場合
- 機微技術を記録したUSBメモリ等を持ち出し、国外で提供する場合

【新たに導入する制度のイメージ】



公布日 : 平成21年4月30日

施行日 : 公布から1年以内の政令で定める日

○名古屋大学安全保障輸出管理規程

(平成 21 年 4 月 27 日)
規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、名古屋大学(以下「本学」という。)の安全保障輸出管理の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、安全保障輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全を維持し、我が国の教育研究機関として国際的な安全保障に貢献することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、本学の教職員が非居住者に対して行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 本学の教職員 本学の教員、職員、研究員その他本学に雇用されるすべての者をいう。
- 二 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)及び当該法律に基づく政令、省令、通達等をいう。
- 三 居住者 日本人にあつては本邦に居住する者及び本邦の在外公館に勤務する者を、外国人にあつては本邦にある事務所に勤務する者及び本邦に入国して 6 月以上経過している者を、法人等にあつては本邦にある日本法人等、外国の法人等で本邦にある支店、出張所その他の事務所(以下「事務所等」という。)及び本邦の在外公館をいい、外国為替法令の解釈及び運用について(昭和 55 年蔵国第 4672 号。以下「外国為替法令解釈運用」という。)6-1-5 及び 6 に掲げるものをいう。

- 四 非居住者 日本人にあつては外国にある事務所等に勤務する目的で出国し外国に滞在する者等を, 外国人にあつては外国に居住する者, 本邦に入学して6月未満の者(本邦にある事務所等に勤務する者を除く。), 外交官, 国際機関の職員等をいい, 外国為替法令解釈運用 6-1-5 及び 6 に掲げるものをいう。
- 五 技術の提供 非居住者への技術の提供又は非居住者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- 六 貨物の輸出 外国向けに貨物を送付すること, 又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- 七 規制技術等 国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。
- 八 リスト規制技術 規制技術等のうち, 外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。)別表の第 1 の項から第 15 の項までに該当する技術をいう。
- 九 リスト規制貨物 規制技術等のうち, 輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。)別表第 1 の第 1 の項から第 15 の項までに該当する貨物をいう。
- 十 リスト規制技術等 リスト規制技術及びリスト規制貨物を合わせたものをいう。
- 十一 キャッチオール規制技術等 規制技術等のうち, 外為令別表の第 16 の項に該当する技術及び輸出令別表第 1 の第 16 の項に該当する貨物をいう。
- 十二 大量破壊兵器等 核兵器, 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれら散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- 十三 開発等 開発, 製造, 使用又は貯蔵を行うことをいう。
- 十四 該非判定 非居住者へ提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が, リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。

十五 取引審査 該非判定又は用途・需要者を確認する場合において当該判定又は確認の事項に該当するときに、本学として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。

(基本方針)

第4条 本学における安全保障輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- 一 非居住者への規制技術等の提供及び貨物の輸出を行う場合は、外為法等及びこの規程に反する行為は行わないこと。
- 二 外為法等を遵守するとともに、適切な輸出管理を実施するため、安全保障輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備・充実を図ること。

(最高責任者)

第5条 前条の基本方針に基づき、安全保障輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、本学に安全保障輸出管理の最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置き、総長をもって充てる。

(輸出管理統括責任者)

第6条 本学に、最高責任者の下で輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者を置き、安全保障輸出管理に関係の深い国際的な産学官連携又は国際的な学術交流分野を担当する理事又は副総長のうちから最高責任者が任命する。

2 輸出管理統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 この規程の制定及び改廃に関する業務
- 二 この規程に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関する業務
- 三 該非判定及び取引審査の承認並びに記録の保存に関する業務
- 四 全学的な輸出管理業務の統括及び全学への徹底事項の指示、連絡、要請等に関する業務
- 五 輸出管理業務の監査に関する業務
- 六 安全保障輸出管理の教育に関する業務

七 本学の関係部局等の長に対する輸出管理業務に係る報告等の要求, 調査の実施及び改善措置等の命令に関する業務

八 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関する業務
(輸出管理スーパーバイザー)

第7条 本学に, 輸出管理スーパーバイザーを置き, 輸出管理統括責任者が任命する。

2 輸出管理スーパーバイザーは, 輸出管理統括責任者の業務を補佐する。
(管理体制)

第8条 この規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため, 輸出管理統括責任者の定めるところにより, 名古屋大学産学官連携推進本部(以下「産学官連携推進本部」という。)及び名古屋大学国際交流協力推進本部(以下「国際交流協力推進本部」という。)に, それぞれ輸出管理責任者を置く。

2 輸出管理責任者は, 産学官連携推進本部及び国際交流協力推進本部の国際交流を担当する教員のうちから輸出管理統括責任者が任命する。

3 輸出管理責任者は, 輸出管理責任者の業務を補佐する輸出管理マネージャーを任命する。

4 産学官連携推進本部の輸出管理責任者は, 輸出管理統括責任者の指示の下で, 国際的な産学連携に係る輸出管理に関する次の各号に掲げる業務を行う。

一 輸出管理統括責任者の指示, 連絡, 要請等の周知徹底に関する業務

二 輸出管理手続業務の推進に関する業務

三 安全保障輸出管理の教育に関する業務

四 輸出管理手続業務に係る本学の教職員からの相談に関する業務

5 国際交流協力推進本部の輸出管理責任者は, 輸出管理統括責任者の指示の下で, 国際学術交流に係る輸出管理に関する次の各号に掲げる業務を行う。

一 輸出管理統括責任者の指示, 連絡, 要請等の周知徹底に関する業務

二 輸出管理手続業務の推進に関する業務

三 安全保障輸出管理の教育に関する業務

四 輸出管理手続業務に係る本学の教職員からの相談に関する業務

(該非判定)

第9条 輸出管理責任者は、次の各号に掲げる非居住者への技術の提供又は貨物の輸出(以下「輸出等」という。)が行われる場合は、該非判定を行う。

一 非居住者に対する研究施設の案内及び本邦の内外において技術の提供を行う場合

二 本邦へ入国後6月を経過していない外国人留学生又は外国人研究生に対して公知となっていないリスト規制技術の情報等を用いて授業・研究指導を行う場合

三 本邦の内外で非居住者と打合せ又は会議を行う場合

四 海外の大学、研究機関又は企業と研究協定等を締結する場合

五 本邦の内外の非居住者に宛てた電子メール、ファクシミリ等に資料、図面、データ若しくはプログラムを記載し、又は添付して送信する場合

六 研究等に必要ない機器の発注に際して海外の企業等に所属する非居住者に対し仕様書、図面、データ等を送付する場合

七 研究等に必要ない測定器等の機器、研究材料等を貨物として輸出し、又は手荷物として国外に持ち出す場合

2 前項の該非判定は、次の方法により行うものとする。

一 学内で設計・開発した貨物の輸出又は当該貨物に関連のある技術の提供を行う場合は、輸出等を行おうとする本学の教職員(以下「輸出教職員」という。)は、別に定める安全保障輸出管理の事前のチェックリストにより判定を行い、当該判定により該非判定が必要となる場合は、別に定める該非判定書を作成の上、産学官連携に係る輸出等にあつては産学官連携推進本部の輸出管理責任者へ、国際学術交流に係る輸出等にあつては国際交流協力推進本部の輸出管理責任者へ提出する。

- 二 輸出管理責任者は、前号の該非判定書及び当該該非判定書に添付される技術に関する資料により最新の外為法等に基づいてリスト規制技術等に該当するか否かの判定(以下「一次審査」という。)を行う。
- 三 学外から調達した技術又は貨物(以下「技術等」という。)に係る輸出等について該非判定を行う場合は、輸出管理責任者は、当該技術等の調達先から該非判定書を手に入る等の方法により、適切に該非判定を行う。ただし、当該調達先から該非判定書等を手に入しなくても判定できると認められる場合には、本学の責任において該非判定を行うことができる。
- 四 前2号の場合において、輸出管理責任者は、該非判定の結果について輸出管理統括責任者に提出する。
- 五 輸出管理統括責任者は、前号の判定結果の提出があった場合は、その判定内容について審査し、承認の最終決定(以下「二次審査」という。)を行う。

(用途確認)

第10条 輸出教職員は、前条の輸出等の実施が予定される場合には、別に定める安全保障輸出管理のチェックリスト(以下「安全保障輸出管理チェックリスト」という。)により、当該輸出等の用途が次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

- 一 リスト規制技術等については、当該輸出等に係る技術若しくは貨物が大量破壊兵器等の開発等若しくは大量破壊兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる、又はこれらのおそれがあること。
- 二 キャッチオール規制技術等については、当該輸出等に係る技術又は貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあること。

(需要者等確認)

第11条 輸出教職員は、海外の需要者から輸出等を行うよう依頼があった場合には、安全保障輸出管理チェックリストにより、当該輸出等の相手先、当該需要者等について次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

- 一 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されていること。

二 大量破壊兵器等の開発等を行う，又は行ったことが入手した資料等に記載されていること，又はその情報があること。

(取引審査)

第 12 条 輸出教職員は，前条の輸出等の依頼が次の各号に該当する場合には，別に定める取引審査票を作成の上，産学官連携に係る輸出等にあつては産学官連携推進本部の輸出管理責任者へ，国際学术交流に係る輸出等にあつては国際交流協力推進本部の輸出管理責任者へ提出し，一次審査を受けなければならない。

一 第 9 条に規定する該非判定の結果，技術にあつては外為令別表の第 1 の項から第 15 の項まで，貨物にあつては輸出令別表第 1 の第 1 の項から第 15 の項までに該当する場合

二 第 10 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合

三 前条第 1 号又は第 2 号に該当する場合

四 提供しようとしている技術又は輸出しようとしている貨物が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知(インフォーム)を受けた場合

五 第 1 号から第 3 号までに該当するか否かについて不明又は疑義がある場合

2 産学官連携推進本部及び国際交流協力推進本部の輸出管理責任者は，前項の取引審査票の提出があつた場合は，一次審査を行った後，輸出管理統括責任者に対して二次審査を申請するものとする。

3 輸出管理統括責任者は，前号の申請があつた場合は，その申請内容について二次審査を行い，取引を行うか否かの承認の最終判断を行うものとする。この場合において，輸出管理統括責任者による承認の最終判断ができないときは，最高責任者の判断によるものとする。

4 取引審査票には，輸出等に係る仕向地，技術等の名称，該非判定の結果，当該技術等の需要者，その用途，取引経路等を記載の上，前 2 項の審査に必要な資料を添付するものとする。

- 5 取引審査票を作成する場合は、取引の内容を事実即して正確に記入しなければならない。
- 6 国内における取引であっても、輸出等が行われることが明らかな場合には、第1項と同様の手続を行うものとする。
- 7 輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者の承認を得ることなく、当該輸出等又は取引を進めてはならない。
- 8 最高責任者は、審査を求められた取引に係る技術又は貨物が、客観要件(提供しようとしている技術又は輸出しようとしている貨物がその用途又は需要者から大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあることを客観的に確認できる場合をいう。)若しくはインフォーム要件(提供しようとしている技術又は輸出しようとしている貨物が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合をいう。)に該当しない場合又は第2項及び第3項の取引審査が終了した場合であっても、大量破壊兵器等の開発等に使用されること、又は輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)別表に掲げる行為に使用されることを知ったときは、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第13条 輸出管理統括責任者は、前条第3項に基づく承認が行われた場合は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等について、総長名により所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

- 2 輸出教職員は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等については、経済産業大臣の許可を得ない限り当該輸出等を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第14条 輸出教職員は、技術の提供を行う場合は、第9条に規定する該非判定及び第12条に規定する取引審査の手続が行われたことを確認しなければならない。こ

の場合において、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供を行うときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

- 2 輸出教職員は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。この場合において、輸出教職員は、輸出管理統括責任者に当該確認ができないことを報告しなければならない。

(貨物の輸出管理)

第 15 条 輸出管理責任者は、貨物の輸出を行う場合は、第 9 条に規定する該非判定及び第 12 条に規定する取引審査の手続が行われたこと、並びに当該輸出に係る貨物(自ら海外に持ち出す手荷物を含む。)が当該輸出の手続に係る書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。

- 2 輸出管理責任者は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出を行う場合は、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 輸出管理責任者は、貨物の輸出を行う場合に前 2 項の確認ができない場合は、直ちに当該輸出を取りやめ、輸出教職員に対して適切な措置を求めるとともに、輸出管理統括責任者にその旨を報告しなければならない。
- 4 輸出管理責任者は、貨物の輸出を行う場合に通関時において事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、輸出管理統括責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 輸出管理統括責任者は、前項の報告があった場合は、輸出管理責任者、輸出管理マネージャー等と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(監査)

第 16 条 輸出管理統括責任者は、本学における安全保障輸出管理が、外為法等、この規程及びこの規程に基づく定めに基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を定期的に行うものとする。

(教育)

第 17 条 輸出管理統括責任者及び輸出管理責任者は、外為法等、この規程及びこの規程に基づく定めへの遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、本学の役員及び本学の教職員(以下「本学の役職員」という。)に対し、安全保障輸出管理の教育を計画的に行うものとする。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第 18 条 輸出等の手続に必要な書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 規制技術等に係る輸出等に係る文書及びその電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも 5 年間保管しなければならない。

(報告)

第 19 条 本学の役職員は、外為法等、この規程若しくはこの規程に基づく定めに対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに輸出管理統括責任者にその旨を通報しなければならない。

2 輸出管理統括責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、外為法等、この規程又はこの規程に基づく定めへの違反している事実が判明したときは、遅滞なく最高責任者にその旨を報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(懲戒)

第 20 条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した者及びその関係者は、名古屋大学職員就業規則(平成 16 年度規則第 1 号)の規定に基づく懲戒の対象とする。

(事務)

第 21 条 安全保障輸出管理に関する事務は、関係部・課の協力を得て、研究協力部社会連携課において処理する。

(雑則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか, 安全保障輸出管理に関し必要な事項は, 別に定める。

附 則

この規程は, 平成 21 年 4 月 27 日から施行する。

国際

大学知財本部 コンソーシアム

～中小規模の大学の国際的な産学官連携を推進するための大学間ネットワーク～

University Network for Promotion of the International Industry-Academia-Government Collaboration for
Small-to-Medium sized Universities

UCIP MEMBERS



University of Yamanashi



Niigata University



Shizuoka University



Shibaura Institute of
Technology



The University of
Electro-Communications



Shinshu University

University
Consortium for International
Intellectual
Property Coordination

山梨大学 & 新潟大学

静岡大学・芝浦工業大学・電気通信大学・信州大学

文部科学省 産学官連携戦略展開事業
(戦略展開プログラム：国際的な産学官連携活動の推進)

国際・大学知財本部コンソーシアム (UCIP) とは…

中小規模の大学においても、世界に通用する高度な研究が数多く行われています。しかしながら、国際的な産学官連携に必要なインフラを整備するには膨大なコストが必要であり、中小規模の大学が単独で国際展開に必要な知財人材や海外情報、資金を確保することは困難であると共に、費用対効果もあまり高くありません。

そこで、国際的な産学官連携の推進において、共通する課題や有益情報を共有化すると共に、各大学の十分でない機能を相互に補完することができる大学間ネットワークとして、「国際・大学知財本部コンソーシアム (UCIP: University Consortium for International Intellectual Property Coordination)」の設立となりました。

UCIPの主な機能は以下の4つになります。

1

国際知財人材の共同養成

e-learning・遠隔教育、各大学の擁する専門人材の派遣、海外研修の実施etc...

2

知財・法務関連事務の共有化

各種契約書・申請書類、各国の知財・法律関連手続、留意事項等のデータベース化

3

有益情報の共有化 & 情報の共同発信

各国の技術動向やイベント情報の共有化、ホームページによる共同情報発信

4

海外拠点との連携 & 相互活用

各大学の交流拠点との連携・活用推進、海外の産学官連携機関との連携推進

また、海外特許の戦略的な取得の方策として、特許のパッケージ化により、国際競争力の向上を図ります。

UCIPの趣旨に賛同し、相互に連携・協力しながら共に国際的な産学官連携の推進を目指す大学の参加を募集しています。

実施事項

国際知財人材の共同養成

1

セミナーを年複数回実施

知財・法務関連事務の共有化

2

DBに契約書雛型等情報

有益情報の共有化 & 情報の共同発信

3

HPの活用, イベント出展

海外拠点との連携 & 相互活用

4

海外拠点を共同訪問

ホームページおよび有益情報

- 知財DB
- 技術情報
- 契約書
- サポート
- 教育・教材
- 連携拠点等
- 展示会等
- 情報共有
- トップページ
- サイトマップ

国際・大学知財本部コンソーシアム <http://www.ucip.jp/>
 ~大学知的財産本部の国際展開プラットフォーム~

TOP 紹介 活動実績 組織概要 アクセス 募集案内 Link English サイトマップ

UCIPについて
 国際知財人材の共同養成
 国際知財・法務関連事務の共有化
 有益情報の共有化と共同発信
 海外との受託・共同研究等の促進

更新情報
 2009年05月26日 第9回産学官連携推進会議に出展します。
 2009年04月28日 「国際共同研究契約セミナー」講演資料を一部掲載しました。
 2009年04月28日
 お知らせ
 2009年04月02日 [外為NET]会員を募集しています。
 2009年03月31日 ホームページをリニューアルしました。

公開情報、特許等を見ることができます
公開情報
 外為ネットワーク会員はこちら
外為NET
 UCIP会員はこちら
会員専用

URL <http://www.ucip.jp/>

UCIPではHPを開設しており、会員の技術情報他、国際産学官連携に係る様々な情報が閲覧可能です。

* 会員、個人登録会員、一般訪問者によってアクセスレベルが制限されております。

【掲載情報】

- 特許情報、技術シーズ情報等の技術情報
- 国際産学官連携に係る契約書情報
- E-learning用教材や、セミナー資料
- 会員大学の連携拠点情報
- 国内外の展示会やセミナー情報

また、主として外為法に関する意見交換を行う掲示板(外為NET)を設置しております。

教育・教材

UCIP主催のセミナー資料や、e-learning教材をHPよりダウンロードできます。

ダウンロード

大学における安全保障

属性データ

名前 大学における安全

備考 UCIP法政調査班

大学における安全保障貿易管理セミナー
 国際共同研究契約セミナー
 大学における安全保障貿易管理に係る効果的な自主管理
 輸出管理と大学における輸出管理
 大学における安全保障貿易管理の推進

外為NETとは・・・

様々なバックグラウンドを持った会員同士の活発な意見を通じ、適切な輸出管理体制を構築・整備する際の一助となることを目指します。

利用方法

BBS形式での情報の共有が可能です。

カテゴリの追加

問い合わせ

外為

フリ



外為法に関する情報

外為法に関する情報 発言者=事務局
 Re: 外為法に関する情報 発言者=

履歴

*履歴を上記のツリー順に表示しています

ツリー順

新しい順

古い順

▲ [事務局]さんの発言

発言の

この発言に返信

■タイトル: 外為法に関する情報

UCIP会員募集中!

■ 会員サービス内容 ■

UCIP情報共有データベースの利用

- 特許情報、技術情報また研究者情報等の登録が可能、Web上で公開できます。
- 会員専用コンテンツの閲覧(国際産学連携に係る契約書式、E-learningコンテンツ)

UCIP会員限定セミナー

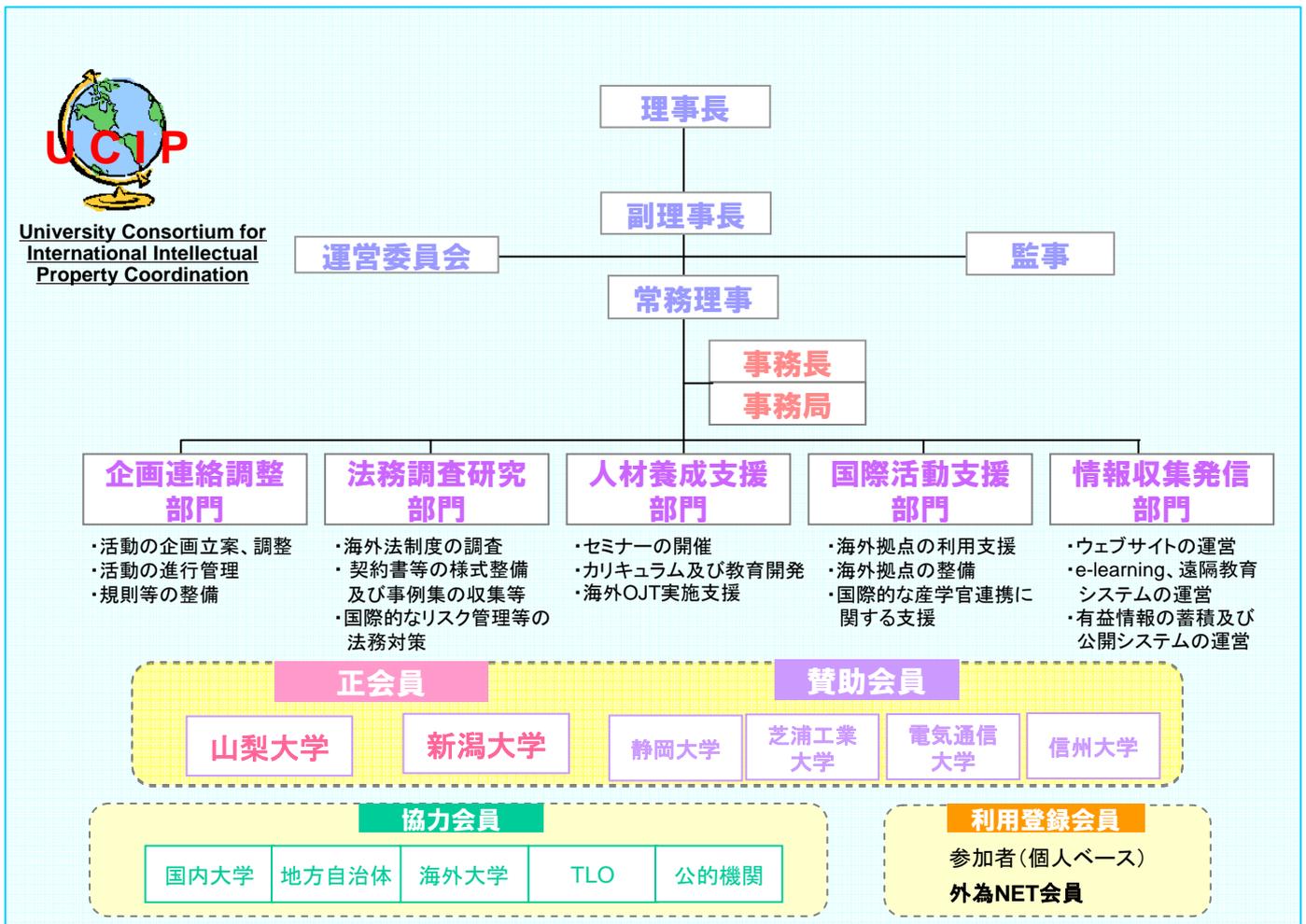
- H20年度は米国特許セミナーを開催(メイン会場のほか、TV会議システムを使用し、遠隔地の会場で同時受講)。H21年度も各セミナーの開催を予定しております。
- その他、安全保障貿易にかかる外為NET掲示板の利用などが可能です。

* 外為NET会員は外為NET掲示板(準備中)のみの利用となりますのでご注意ください

■ 会員間連携 ■

会員間で相互に連携・協力し、国際産学連携の推進を行います。

- 関連技術の共同出展(H20実績)
- 関連特許のパッケージ化
- 海外拠点の相互利用



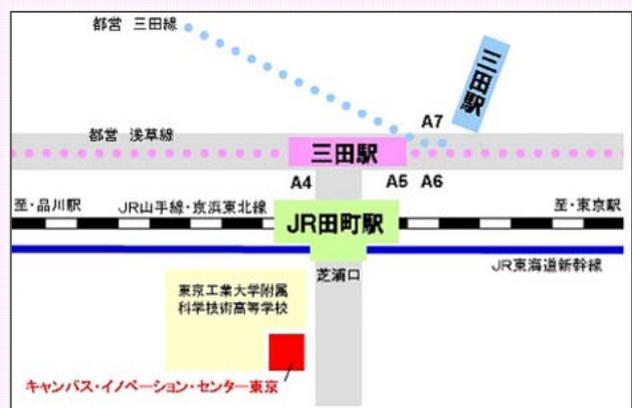
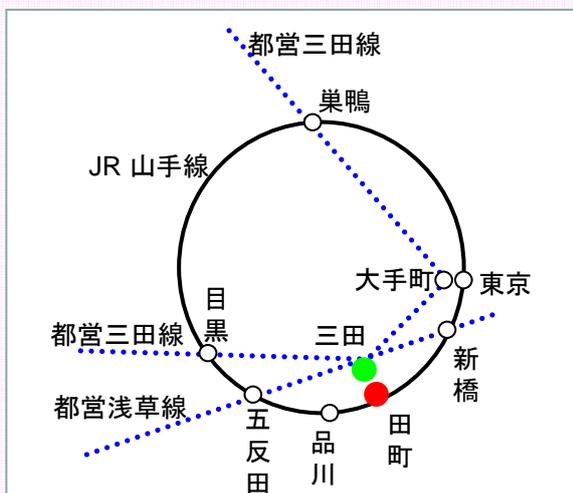
所在地

国際・大学知財本部コンソーシアム事務局

〒108-0023

東京都港区芝浦3-3-6 キャンパス・イノベーションセンター東京6階 山梨大学 東京リエゾンオフィス内

TEL: 03-6413-6226 FAX: 03-5440-9084 Email: ucip@bz03.plala.or.jp



- ・JR山手線・京浜東北線／田町駅下車・・・徒歩1分
- ・都営三田線・浅草線／三田駅下車・・・徒歩5分

国際・大学知財本部コンソーシアム 2008年度活動実績

セミナー・講演会開催

2008年

- 1月 安全保障貿易管理説明会(浜松フォルテビル)
- 2月 安全保障貿易管理セミナー(新潟大学)
- 2月 国際的産学官連携セミナー(新潟大学)
- 3月 国際技術移転シンポジウム(浜松名鉄ホテル)
- 3月 安全保障貿易管理説明会(山梨大学)
- 7月 中国産学官連携事情(甲府富士屋ホテル)
- 7月 米国産学官連携事情(甲府富士屋ホテル)
- 10月 米国特許セミナー(芝浦工業大学 豊洲キャンパス) *1

2009年

- 2月 大学における安全保障貿易管理セミナー(CIC東京) *2
- 3月 国際共同研究契約実務セミナー(CIC東京) *3

イベント出展・参加

2008年

- 1月 JUNBA 2008(アメリカ・サンフランシスコ)
- 2月 AUTM 2008 Annual Meeting(アメリカ・サンディエゴ)
- 4月 中国国際ブランド品博覧会(中国・成都市)
- 6月 第7回産学官連携推進会議(京都・国立京都国際会館) *4
- 9月 イノベーション・ジャパン 2008(東京・国際フォーラム) *5
- 10月 第10回シンセンハイテクフェア(中国・シンセン) *6

2009年

- 1月 JUNBA 2009(アメリカ・サンフランシスコ) *7
- 1月 第3回山梨産学官連携シンポジウム(山梨・ベルクラシック甲府)
- 2月 AUTM 2008 Annual Meeting(アメリカ・オランダ)

*1 米国特許セミナー(基礎編)(2008.10)

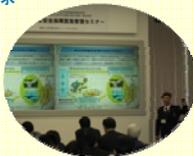
- ・4日間に亘り、米国人弁護士が米国特許出願と手続処理等をテーマとした講義を行い、日本人弁理士が講義中に日本語で適宜解説。
- ・講義後に日本人弁理士による復習会を設け、講義内容の理解を深めた。
- ・講義をメイン会場からUCIP会員大学にTV中継し、リアルタイム遠隔教育を実施。



【参加者 UCIP会員大学職員 延べ85名】

*2 大学における安全保障貿易管理セミナー(2009.2)

- ・「大学等における安全保障貿易管理に係る 効果的な自主管理体制整備の促進」
経済産業省安全保障貿易検査官室長 牧野 守邦 様
- ・「輸出管理遵守のための実務アドバイス」
財団法人 安全保障貿易情報センター 中尾 寛 様
- ・「企業の輸出管理と大学における輸出管理」
株式会社 東芝 新留 二郎 様
- ・「大学における安全保障貿易自主管理体制の構築」
UCIP法務調査研究部門リーダー 松原 幸夫



【参加者 大学職員、企業関係者等 約120名】

*3 国際共同研究契約実務セミナー(2009.3)

- ・「国際共同研究契約書検討の実務」
UCIP法務調査研究部門リーダー 松原 幸夫
- ・「Licensing Discussion with non-Japanese companies」
日本電気株式会社 尾形 偉幸 様
ポール・ヘイスティングス法律事務所マックスウェル・フォックス 様
- ・「中国の最近の知的財産の状況とビジネス風土」
NAKA国際知的財産コンサルタント 仲 隆弘 様



【参加者 大学職員、企業関係者等 約60名】

*4 第7回産学官連携推進会議・京都(2008.6)

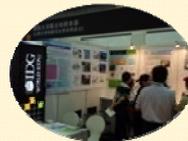
UCIPの活動について紹介

*5 イノベーション・ジャパン2008(2008.9)

UCIPの活動について紹介

*6 第10回シンセンハイテクフェア・中国(2008.10)

山梨大学と新潟大学とで共同出展した。
UCIPの事業、両大学の概要、研究シーズ(改質装置と水素検出センサ、導電性高分子を用いたソフトアクチュエータ、温熱療法)を紹介した。



*7 JUNBA 2009・米国(2009.1)

加盟大学で共同出展。英語による研究結果の口頭発表も行った



etc...

山梨大学: 燃料電池改質装置の技術及び改質装置の模型を展示

新潟大学: 水素ガスセンサーの技術、及び実物のセンサーを使用したデモンストレーション